



Title	刑事判例研究
Author(s)	佐藤, 陽子
Citation	北大法学論集, 56(5), 305-331
Issue Date	2006-01-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/6107
Type	bulletin (article)
Note	判例研究
File Information	56(5)_p305-331.pdf



[Instructions for use](#)

刑事判例研究

佐藤陽子

強盗の現場に居合わせたが、犯人にその存在を認識されていなかった者が、他の者が脅迫されているのを見て、その場から逃れようとして傷害を負った場合に、強盗致傷罪の成立が認められた事例

東京地裁平成一五年三月六日判決

(平一四(わ)第三八九号、強盗致傷・出入国管理及び難民認定法違反被告事件)

判タ一一五二号二九六頁～三〇〇頁

〔参照条文〕刑法二四〇条前段

【事実】

被告人らは、平成一三年六月六日午前〇時五五分ごろ、客を装って被害店舗の出入り口から同店に入り、正面にある受付のカウンター内にいた同店店長Bと二、三言、言葉を交わした後、いきなり所携のエアガンを取り出し、こもこもカウンター越しに同人の腹辺りに突きつけた上、同人を受付と衝立で区切られている東隣の待合室のソファーに座らせた。その直後ごろ、同店従業員のCが、待合室東隣にある控室のドアを開けて待合室に出て来たので、XがCの腹辺りに所携のエアガンを突きつけ、Bの隣に座らせた。続いて受付西側に並んでいる、カーテンで仕切られた個室の一つから同店従業員Dが出て来たので、被告人がDにエアガンを突きつけた上、「黙っていろ。」などと言って待合室に連行し、ソファーに座らせた。その後、被告人らは個室の並んでいる通路奥西側中央の窓際に取り付けられていた警報機が赤く点滅しているのに気付き、Xがソファーに座っているB達にエアガンを突きつけてその反抗を抑圧する一方で、被告人が警報機の側に行き、点滅しているフラッシュライトを引き降ろし持っていたエアガンで叩くなどした。そのころ、個室にいた客Eが通路に出てきたので、XがEの後頭部にエアガンを突きつけて待合室に連行し、ソファーに座らせた。その直

後ごろ被告人らは被害店舗から外に出て逃走したが、これらの犯行の間に被告人らは受付カウンターの下にあった手提げ金庫から、現金約六万円を強取した。

他方、被害店舗の経営者であるAは、受付の西隣にある個室のベッドの上に横になり、仮眠をしていたが、被告人らが同店に入店した直後ごろに目を覚まし、カーテンの隙間から待合室の方向を覗き見たところ、CがXからけん銃らしきものを突きつけられているのを見て、強盗に入られたと思った。そこで、Aは、同室内に持ち込んでいた警報機のスイッチを入れた後、同店舗西側の北の窓から外へ逃げ出そうと考え、早歩きで西側の個室に移動したところ、同室方向へ近寄っている足音を聞いたことから、被告人らが追いかけてきたと思い、自分も被告人らに捕まるのではないかと恐怖の余り、上記窓から下方に作られている建造物の上へ一旦降りてから地上に脱出しようとした。そして、窓から飛び降りたものの、上記建造物の上へ降りるのに失敗し、そのまま地上に転落して全治一四八日を要する左手関節開放骨折、左肘脱臼、左肋骨骨折の傷害を負った。

なお被告人らが被害店舗内をくまなく探索して歩き回った事実は認められないこと、しかも、被害店舗内は薄暗く、被告人らがいいた待合室の周辺から個室のある通路付近への見通しは必

ずしも良くなかったこと、また、被告人は、警報機の近くに行つてフラッシュライトを叩くなどしたものの、Aが窓際の北西側の個室へ移動したことやその後西側の窓から路上へ転落したことに注意を向けた様子は窺われなかったことから、被告人らがAの存在を認識していたとは認められなかった。

弁護人は、被告人およびその共犯者は、Aに対して暴行・脅迫を加えておらず、同女は、自らの意思で同店舗内から脱出しようとして足場に降りることができず、誤つて二階から転落し負傷したのであるから、同女の傷害についてまで被告人に責任を負わせるのは相当でなく、被告人は強盗罪の範囲内で責任を負う旨主張した。またさらに弁護人は、強盗致死傷罪における「負傷」の結果は暴行の意思による行為に基づいて生じることが要するとして、この点でも強盗致死傷罪の成立を争っている。

【判旨】有罪・確定

「強盗致死傷罪は、強盗の機会には人に傷害などを負わせる行為を伴うことが少なくないことから強盗の加重類型として、「強盗（犯人）が人を負傷させたとき」に成立するとされていることからすれば、強盗致死傷罪が成立するためには、単に強盗の現場において致死傷の結果が発生したというだけではなく、

通常強盗に付随して行われるような強盗犯人の行為に基づき傷害等の結果が発生したと評価できることを要すると解される。」
 「被害店舗は、三階建てビルの二階部分にあつて、通路を挟んだ七つの個室のほか、カウンターの受付、ソファアが置いてある待合室、従業員の控室、シャワールーム、トイレ及び流しがあるだけで、その広さは受付を中心に歩いて数秒以内で移動できる程度のものであり、出入り口も被告人らが入ってきた一か所だけであること、しかも、個室とはいつても、いずれもカーテンによつて通路と仕切られているだけの独立性の乏しい部屋で、その室内にはベッドと小さな棚等が置かれていて、いだけのスペースがあるに過ぎないこと、そして、被告人らはさほど広くない被害店舗に二人組で押し入つた上、その出入り口近くにある待合室において、Bらに対して、真正なけん銃と見まがうようなエアガン突きつけて脅迫し同ららの反抗を抑圧したものであつて、このような被害店舗の状況及び被告人らの犯行態様に照らすと、同店舗内にいた者は、仮にエアガンを突きつけられていなくとも、被告人らからエアガンを突きつけられ脅迫されているBらの状況を目にするれば、被告人らに見されないで同店舗内から脱出することが事実上困難であり、もし被告人らに見えられればBらと同様に脅迫されるであらう

と考えるのが自然であり、被告人らがBらにエアガンを突きつけて脅迫した行為は、客観的には、その脅迫の威力を同店舗内にいた者全員に及ぼしていたと評価することができる。

他方、被告人らには（中略）犯行時Aが被害店舗内にいると具体的な認識までは有していなかったとは言え、同店舗内は当時薄暗い状態にあつて、各個室はカーテンによつて通路と仕切られていたこと、被告人らは、同店舗内をくまなく探索したわけではなかったこと、他方、被告人らは客を装つて同店舗内に入ったもので、当時店がまだ営業中であつたことは十分認識しており、（中略）被告人らは同店舗内にはまだ被告人らによつて発見されていない者が存在している可能性についても十分に認識できたと認められる。

そして、被告人らにおいてその存在を認識した者全員に対してエアガンを突きつけて脅迫し、その反抗を抑圧していたものであつて、このような犯行態様からすると、被告人らは、同店舗内において財物を強取するに当たつて障害となる可能性のある者に対しては全て脅迫を加える意図を有していたことが明らかであり、この点については、被告人も、検察官に対し、「強盗をして無理やり現金を奪い取るためには、店にいる全員を脅して怖がらせる必要がある」と思つていた旨供述している。

その上被告人らのように、被害店舗の従業員らにエアガンを突きつけ脅迫するなどの強盜行為に及んだ場合、直接エアガンを用いるために被害店舗から外に脱出しようとして怪我を負うことも考えられることからすれば、Aの判示傷害の結果は予測可能な範囲にあつたといえる。そうすると、被告人らにおいて、犯行当時Aが被害店舗内にいることについて具体的な認識を有していなかったとしても、被告人らは、Aの存在について十分認識し得る状況にあり、被告人らがエアガンを突きつけた行為によつて、客観的には同店舗内にいたAに対しても脅迫が加えられていたと評価できる中で、これによつて畏怖したAが上記窓から地上に飛び降りようとして負傷した以上、被告人らは強盜致傷の責任を負うと解するのが相当である。」

「なお、弁護人は、強盜致死傷罪における「負傷」の結果は暴行の意思による行為に基づいて生じることを要する旨主張するが、強盜致死傷罪の立法趣旨に鑑みれば、同罪の成立についてそのような限定を加えるべき理由は認められ」ない。

【評釈】

一、問題の所在

本件は、強盗の現場に居合わせていたが、その存在を被告人らに認識されていなかった被害者が、他の者が脅迫されているのを見て畏怖し、逃走しようとして傷害を負ったという事実に基づいて、当該強盗行為の行為者らに、犯行時被害者Aが被害店舗内にいたことを認識していなかったにもかかわらず、同女の負った傷害の結果についても責任を負わせた事例である。⁽¹⁾

発生した結果をある行為者に帰責できるか否かは、一般的に行為と結果の因果関係あるいは客観的帰属の問題として扱われている。とりわけ近年では行為と結果との間に第三者あるいは被害者の行為が介入した事例において、その問題は広く論じられてきた。本件においても、弁護人が主張するように、被害者の傷害結果は被告人の行為に直接由来するものではなく、被告人の逃走行為という介入事情に基づいているのであり、それゆえ被告人らの行為と当該被害者の傷害結果の因果関係が問題となる。しかし、これまでの判例・学説は、結果が発生した客体の存在を行為者が認識していることを議論の前提としていて、被告人らが被害者の存在を認識していなかったという本件の事情は特別なものであった。ゆえに本件ではまた、被告人らが被害者の存在を認識していなかったという事情をどのようにに取り扱うかが問題となる。

東京地裁は、被害者Aの傷害結果と被告人らの強盗行為の因果関係を検討するに際して、まず「被害店舗内の状況及び被告人らの犯行態様に照らすと、同店舗内にいた者は、仮にエアガン突きつけられていなくとも、被告人らからエアガン突きつけられ脅迫されているBらの状況を目にすれば、被告人らに発見されないで同店舗内から脱出することが事実上困難であり、もし被告人らに発見されればBらと同様に脅迫されるであろうと考えるのが自然であり、被告人らがBらにエアガン突きつけて脅迫した行為は、客観的には、その脅迫の威力を同店舗内にいた者全員に及ぼしていたと評価することができる」として被告人らの行為の効力が客観的に被害者にも及んでいたことを認めた。そして「被告人らは同店舗内にはまだ被告人らによって発見されていない者が存在している可能性についても十分に認識できた」こと、「被告人らのように、被害店舗の従業員らにエアガンを突きつけ脅迫するなどの強盗行為に及んだ場合、直接エアガンを突きつけられていない者であっても、恐怖心の余り、難を逃れるために被害店舗から外に脱出しようとして怪我を負うことも考えられることからすれば、Aの判示傷害の結果は予測可能な範囲にあった」ことを認め、それらすべての事情から、被告人らが被害者の傷害結果についても責任を負う旨

を判示した。ここでは、被害者に客観的な脅迫の効力が及んでいるという事情に加えて、二つの「可能性判断」、すなわち「被害者の存在についての認識可能性判断」と「当該被害者に結果が発生することについての予測可能性判断」に基づいて行為と結果の因果関係が肯定されている。二つの「可能性判断」に関していえば、後者の可能性判断は、しばしば学説が因果関係の判断を行う時に用いる可能性判断、つまり「結果の予見可能性判断」と類似の判断であるように思われるが、前者の可能性判断は、被告人が被害者を認識していなかったという本件の特別な事情に基づいて本判決が提示した新たな判断基準であろう。

そもそもある行為から結果が発生するためには、そこに客体が存在し、その客体に当該行為の効力が及び、それによって結果が発生するという過程が必要である。つまり行為と結果の関係は、行為↓結果ではなく、行為↓客体↓結果の関係にあることになる。通常、因果関係が争われる事例においては客体の部分は自明のことであるので検討する必要はないが、本件のように客体の存在が明らかでなかった場合においては、因果関係の判断は、客体の部分までも含んで行わなければならない。つまり、これまでの判例・学説が、「ある行為から、行為者甲が認識している被害者乙に対する結果」について検討しているの

に対して、本件は、「ある行為から発生するあらゆる結果」について検討しているのである。しかし、ここで注意されるべきは、前者の見解は、広範囲に及ぶ後者の見解を否定して「行為者甲が認識している被害者乙に対する結果」という限定的な検討をしているのではないということである。つまりここでは客体乙の存在は、議論の前提として存在しているだけなのであり、それは「あらゆる結果」に対立する概念ではないのである。刑法における因果関係あるいは客観的帰属の評価は、決して行為者がその存在を認識していた被害者に対して発生した結果にのみ限定されていないであろう。このことを確認した上で、本判決が、被害者の傷害結果と被告人らの行為の因果関係を認めたと経緯について検討する(二)。

さらに、本件では仮に行為と結果の因果関係が認められるとしても、そのことで即座に強盜致傷罪としての責任までも認めてよいのかが強盜致傷罪の故意との関係で争われている。確かに強盜致死傷罪は、強盜罪と殺人・傷害罪の結合犯であるとともに、強盜罪の結果的加重犯(過失致死傷)でもある。ゆえに、被告人らに被害者Aを傷害するつもりがなかったとしても、それだけで強盜致傷罪の適用が妨げられるわけではない。しかし本判決は、被告人らの強盜の手段たる脅迫の故意につい

て概括的故意に近い考え方を示しながらも、結局は被害者を脅迫の相手方に含めることはしなかった。⁽³⁾つまり被告人らにはAを脅迫する故意はなく、そしてそれにもかかわらず、東京地裁は「弁護人は、強盗致死傷罪における「負傷」の結果は暴行の意思による行為に基づいて生じることを要する旨主張するが、強盗致死傷罪の立法趣旨に鑑みれば、同罪の成立についてそのような限定を加えるべき理由は認められ」ないとして、強盗の結果的加重犯である強盗致傷罪を被告人らに適用したのである。さらにここでは二四〇条適用のために錯誤⁽⁴⁾を持ち出すこともなされなかった。なぜ判例は、結果的加重犯の規定を基本構成要件行為の故意が向けられていない相手に直接適用したのであるか。この点についても検討してみたい(三)。

二、逃走事例と因果関係について

(一) 本判決では因果関係の判断は、「被害店舗内の状況及び被告人らの犯行態様に照らすと、同店舗内にいた者は、仮にエアガンを突きつけられていなくとも、被告人らからエアガンを突きつけられ脅迫されているBらの状況を目にすれば、被告人らに発見されないうで同店舗内から脱出することが事実上困難であり、もし被告人らに発見されればBらと同様に脅迫されるで

あろうと考えるのが自然であり、被告人らがBらにエアガンを突きつけて脅迫した行為は、客観的には、その脅迫の威力を同店舗内にいた者全員に及ぼしていたと評価することができる」という客観的状況判断を基礎においている。そして店舗の構造と被告人らの行為態様に基づき、①「被告人らは同店舗内にはまだ被告人らによって発見されていない者が存在している可能性についても十分に認識できた」こと、②「Aの判示傷害の結果は予測可能な範囲にあった」ことを認め、これらによって被害者の傷害結果と被告人の行為との間の因果関係を肯定した。客観的に行為者による行為の効力が被害者に及んでいたという事実は、行為と結果の因果関係を認めるに際して重要な前提である。仮に行為の効力が被害者に及んでいないのであれば、そこからどのような経過を経て、どのような結果が生じたにせよ、その結果は当該行為とは無関係だからである。本件においては、被告人らの脅迫行為の客観的な効力は、犯行現場となった店舗が狭く、店舗内の個々の部屋の独立性が乏しかったこと、逃走経路が一つしもなく、その側に被告人らがいいたことに加え、被告人らの犯行態様が真正のけん銃と見間違えうようなエアガンを突きつけるといった乱暴なものであったことから、店舗内にいた者が被告人らの強盗行為を目にし、畏怖することとは当然で

あるとの理由で、被害者にも及んでいたと解された。そして、そのように客観的に行為と結果の関係が肯定された後には、一般的には、実際にその結果を行為者に帰責することが適切であるかという、より規範的な検討がなされることになる。本件においては、より規範的な検討に関係して二つの特殊な事情があった。つまり、①被告人らが被害者の存在を認識していなかったこと、②被害者の傷害結果は被告人の基本構成要件行為に直接的に由来するのではなく被害者の逃走に由来していたことである。上述のように、両者はともに因果関係の判断を構成する要素であるが、従来①について論じた判例・学説はいまだ存在せず、判例・学説の検討は②の事情について論じるところに止まっている。

(2) 被害者が逃走中に傷害を負った事例は、これまでの判例にたびたび現れている。強盜行為との関係においては、強盜犯から逃走中に、現場から七〇メートルほど離れた民家にガラス戸を割って飛び込み、その際にガラスの破片で右手背に挫傷を負った事例(最決昭和三二年十月一八日刑集一 一巻一〇号二六七五頁)、強盜犯から逃走中に小川に転落して、治療約一週間を要する背部右下腿擦傷を負った事例(広島高判昭和二九年五月四日高刑特三一巻五七頁)の双方において基本構成要件行為

(強盜)と結果の因果関係が認められた。また強盜行為との関係では、共犯者の一人に強姦された被害者が、さらなる共犯者からの強姦を避けるために、詐言を用いてその場をのがれ、暗夜人里離れた地理不安な田舎道を数百メートル逃走し救助を求めるに際し、転倒などして全治一〇日間を要する両大腿、膝擦過傷および打撲傷、両膝皮下出血の傷害を負った事例(最決昭和四六年九月二二日刑集二五巻六号七六九頁、以下「昭和四六年決定」と呼ぶ)において、強姦行為と被害者の傷害結果の因果関係が認められた。さらに暴行行為と関係して、被告人が「殺すぞ」と怒鳴りながら鋏を振り上げて追いかける氣勢を示したので、難を避けようと逃げ出し、約二十間走り続けるうちに誤って鉄棒に躓いて、打撲傷を負った事例(最判昭和二五年一月九日刑集四巻一 一号二二三九頁)、被害者の死因となつたも膜下出血が、被告人らの暴行によつてではなく、それに耐えかねた被害者が逃走しようとして池に落ち露出した岩石に頭部を打ち付けた際に生じた可能性がある事例(最決昭和五九年七月六日刑集三八巻八号二七九三頁)、公園・マンション居室において、数時間にわたり執拗に暴行を加えられていた被害者が、被告人らの隙をみて逃走し、約一〇分後に被告人らによる追跡から逃れるためにマンションから八〇〇メートルほど離れた高

速道路に侵入し、自動車に轢過されて死亡した事例⁽⁶⁾（最決平成一五年七月二六日刑集五七卷七号九五〇頁、以下「平成一五年決定」と呼ぶ）において、暴行行為と致死傷の結果の因果関係が認められた。

従来判例は、行為と結果の因果関係を確定するにおいて、条件説に立つとされていた。これによれば、コンデイティオ（*conditio sine qua non*）公式、すなわち行為と結果の間に「A（行為）なかりせばB（結果）なし」という関係が成り立てば、因果関係を肯定するとされるので、あらゆる逃走事例は「基本構成要件行為がなければ被害者が逃走し、結果として傷害を負うこともなかった」といえ、行為と結果の因果関係はおよそ認められることになる。しかし、このような判例の傾向は、米兵ひき逃げ事件⁽⁷⁾によって変化を見せるようになった。米兵ひき逃げ事件において最高裁判所は、同乗者が被害者を自動車の屋根から引きずり降ろした行為は「われわれの経験則上当然予想しえられるところであるとは到底いえない⁽⁸⁾」として、その因果関係を否定した。学説の中には、このような判断でもって、最高裁が、条件説から相当因果関係説へと移行したと見る見解もあるが、予見可能性が否定された後に当該行為の結果に対する寄与度を検討しなかったことからすると、必ずしも最高裁の当該

判断が相当因果関係説を採っていたと解することはできないように思われる⁽⁹⁾。とはいえ、この判例が条件説的な考察方法をとっていないことは確かであり、それ以後の判例も、行為と結果の間に第三者あるいは被害者自身の行為が介入した多くの事例において、条件説に依拠するとは解し難い論法を採っている。このような論法に用いられるメルクマールは、予見可能性以外にも、たとえば介入行為が原因行為から「誘発⁽¹⁰⁾」されて起こったか否か、行為者のなした原因行為の寄与度の高低などが挙げられる。こういった条件説では本来必要とされないメルクマールの存在が、判例の傾向の変化を裏付けているのである。しかしこれらの判例からはいずれも、それらが学説上での見解に立つて判断を下したのかという一般的な理解を読み取ることはできない。判例はアドホックに、そこで争われている事例を個別具体的に判断するのみであって、抽象的・一般的な基準が示されることはなく、そのことは判例が個々の事例を積み上げることによって、モザイク的に自己の立場を明らかにしようとしている⁽¹²⁾、といわれる所以である。第三者・被害者の行為介入の一類型である逃走事例に限ってみても、そのような判例の傾向は同様であり、上述の諸判例においても、行為と結果の因果関係は、当該事例ごとの具体的な判断にとどまっている。

本判決を検討するに当たって、とりわけ注目されるべきは昭和四六年決定と平成一五年決定であろう。この二つの事例は、基本構成要件行為から時間的にも場所的にも離れて結果が発生したために、上述したその他の事例よりもより詳細な検討が必要になった事例である。本判決は、被害者の傷害結果が時間的場所的に離れたところで発生したわけではないが、被告人らの認識していなかった被害者が、自らの逃走行為によって傷害結果を発生させたという点で、行為と結果の間にへだたりがあり、単純な逃走事例よりも詳細な検討を要している。それゆえに昭和四六年決定と平成一五年決定が、どのような基準でもって行為と結果の因果関係を認めるにいたったかは本判決を理解するための参考になるであろう。

まず昭和四六年決定の事案は、被害者は共犯者の一人の強姦行為が終えたところで、更なる共犯者からの強姦を恐れ、「トイレに行く」との詐言を用いて、犯行現場であった車中を逃げだしたが、被告人らは、その時の被害者の態度や被害者が裸であったことなどから、まさか逃げはしないだろうと考え、被害者を追跡することはしなかったというものである。この事例では、いずれの地点で結果が発生したかは不明であるのだが、いずれにせよ被害者が近くの民家に逃げ込むまでの数百メートル

の距離を逃走中に傷害を負ったものであると認められた。被害者が相当の距離を逃走していたこと、そして被告人らが被害者を追跡していなかったことから、弁護人は被害者の傷害はもはや被告人らの強姦行為と関係して発生したものではないとして、両者の間の因果関係を否定しようとしたが、最高裁は、「被害者の傷害が、共犯者の一名によって強姦された後、さらに他の共犯者らによって強姦されることの危険を感じた被害者が、詐言を用いてその場から逃れ、暗夜人里離れた地理不案内な田舎道を数百米逃走し救助を求めるのに際し、転倒などして受けたものである場合には、右傷害は強姦によって生じたもの」であると判示した⁽¹³⁾。被害者が逃走した原因が被告人らのさらなる強姦行為への恐れにあったこと、犯行現場が暗夜の人通りのない田舎道であつてすぐには救助を求められる状況になかったことから、被告人らが被害者をそのような逃走をせざるを得ない状況に追い込んだとして強姦と傷害の因果関係は認められたのである。換言すると、昭和四六年決定の事案は、被害者の逃走と逃走方法はいずれにおいても、それ以外の選択肢が考えられないようなやむを得ないものであり、ゆえにたとえそこで被害者が転倒したという事態が介入したとしても、それ自身が被告人らによって引き起こされたものであるといえるので、行為と結

果の因果関係は否定されなかったのである。

一方平成一五年決定は、被害者が相当の距離を逃走している点と被告人らの追跡がなかった点では昭和四六年決定と同様であるのだが、被害者がより安全な他の逃走経路がありながら、無謀な逃走経路を選択した点で昭和四六年決定とは異なっている。平成一五年決定の事案は、被害者は深夜二時間以上にわたって公園で間断なく極めて激しい暴行をされ、その後マンション居室で約四五分間、断続的に同様の暴行を加えられていたが、被告人らの隙をみて、マンションから逃走し、約一〇分後マンションから八〇〇メートルほど離れた高速道路に侵入して、疾走してきた自動車に轢過され死亡したというものである。被害者の逃走後、被告人らは被害者の追跡をしているが、彼らは被害者をすぐに見失い、それ以上追跡したという事実は存在しなかった。このような事実関係において長野地裁松本支部は、純客観的に事情を検討し、近くに高速道路の料金所や交通警察隊諏訪分駐隊、多数の民家があったこと、高速道路への侵入は容易ではなかったことをあげて、「被害者が逃走して検索されている状況下にあるという心理状態を考慮しても、選択の余地は多々あり、そういう中で本件被害者が本件事故現場となった本件高速道路本線上に侵入するしかない或いはその蓋然性が高い

といえるような事情は見出せず、被告人らの暴行から逃れる目的があったとしても、本件被害者が本件高速道路本線上に侵入するということは、通常の子想の範囲外といえる行動であった」として、被告人らの暴行行為と被害者の致死の間の因果関係を否定した⁽¹⁴⁾。しかし、東京高裁は、重要なのは実際に被告人らが被害者を追跡したことではなく、そのような追跡を前提とした場合における被害者の行動の予見であり、また被害者に冷静な判断を求めることを期待するのは被害者のおかれた状況を等閑視するものであるとして地裁の判断を批判し、その上で本件暴行の現場が轢過の現場からそれほどはなれていないこと、被告人らが六名いう多数であり、一台の自動車を用いた徹底した追跡がなされることが被害者にとって自明のことであったことをあげて、「このような選択が被害者の現に置かれた状況からみて、やむにやまれないものとして通常人の目からも異常なもの」と評することはできず、したがって、被告人らにとってみても予見可能なものと認めるのが相当である」として、被告人らの暴行行為と被害者の轢死には因果関係があることを認めた⁽¹⁶⁾。そして最高裁判所も高裁と同様の見解に立ち、「暴行の被害者が現場からの逃走途中に高速道路に侵入するというきわめて危険な行動をとったために交通事故に遭遇して死亡したとしても、

その行動が、長時間激しくかつ執ような暴行を受け、極度の恐怖感を抱いて、必死に逃走を図る過程で、とっさに選択されたものであり、暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえないなど判示の事情の下においては、上記暴行と被害者の死亡との間には因果関係がある」と判示した。¹⁷⁾

この事案において、地裁は客観的な状況に重点を置き、被害者が高速道路に逃げ込む蓋然性の低さから行為と結果の因果関係を否定したのだが、高裁・最高裁は、一番でなされた客観的な状況判断に加えて、執拗な暴行を受けた後でパニックになっている被害者の心理状態を加味して、そのような状況では逃走経路として高速道路を選ぶことも著しく不自然、不相当ではないとの考えから因果関係を肯定したのである。

昭和四六年決定は、強姦行為から時間的場所的に離れて生じた結果であっても、それはまさにその強姦行為によって誘発されたものであると解することでもって、因果関係を肯定し、一方平成一五年決定は、被害者が高速道路へ侵入する蓋然性を検討するための客観的事情に加えて、被害者が危険な行為を選択するにいたった主観的事情を考慮して、被害者が無謀な逃走経路を選択したことが著しく不自然、不相当ではないことでもって、行為と結果の因果関係を肯定している。両決定はいずれも

基本行為の程度、内容や該暴行の為された場所、時間に照らし¹⁸⁾て因果関係の検討が行われているが、その検討の対象となるメルクマールは異なったものであった。

本判決は、被害者の傷害が被害者自身による逃走に由来していたという②の事情については、被害者の逃走・それに基づく傷害が予測可能であったことを挙げて、また被告人らが被害者の存在を認識していなかったという①の事情については、被告人らに、被害者がそこに存在しているという認識可能性があったことを挙げて、因果関係を肯定している。このうち②の判断は、平成一五年決定の被害者の逃走による結果発生が「著しく不自然・不相当であった」といえるかどうかの検討に類似するものであるように思われる。なぜならば、平成一五年決定の「著しく不自然・不相当であったとはいえない」というメルクマール、そして本判決の「予測可能である」というメルクマールは、ともに結果の発生を意図・予見していなかった被告人に当該結果を帰責することが、被告人にとつて不意打ち的で不当なものでないかを検討するためのものと解することができるからである。また、このような両メルクマールの目的は、学説における相当因果関係説の予見可能性判断のそれとも共通するものであろう。ゆえに本判決は、②の点に關していえば、平成一五年

決定と同様に、相当因果関係説の立場から事案を判断したものであるといえるかもしれない。しかし、予見可能性判断Ⅱ相当因果関係説という構造は、危険を含んでいる点に注意しなければならぬ。

(3) 周知のように学説では、行為と結果の因果関係をめぐっては、大きく二説が対立している。相当因果関係説と客観的帰属論である。相当因果関係説の特徴は、まず判断基底を確定し、次にそれを用いて相当性の判断を行う点にある。⁽¹⁹⁾相当因果関係説によれば、行為者の行為と被害者の逃走によつてもたらされた結果の因果関係は、通常被害者が逃走し傷害を負うことが一般に予見可能であったか、あるいは予見可能でなかったとしても、介入事情が原因行為に誘発されたなど、行為が結果によつて引き起こされたと解することが相当といえるかどうかで決定されることになる。ここで注意しておかなければならないことは、本判決においてもそうであるように、多くの被害者の逃走事例において、被害者の逃走行為とそれに基づく傷害の因果関係は、そのような結果の発生が予見可能であったか否かという検討でのみなされているが、相当因果関係説の判断はそれに汲みつくされるものではないということである。これが上述した予見可能性判断Ⅱ相当因果関係説という構造に内包された危険

であり、いわゆる「相当因果関係の危機」⁽²⁰⁾にかかわる問題である。そのような「危機」は、大阪南港事件をきっかけに見られるようになったといわれている。大阪南港事件においては、予見不可能な第三者の介入行為があつたにもかかわらず、被告人の傷害行為と被害者の死の結果の因果関係が認められることになつた。「相当因果関係の危機」の考えに基づけば、相当因果関係説は予見可能性の存在の有無が因果関係に決定的な役割を果たすことになるから、第三者の行為の介入が予見不可能であつた大阪南港事件においては、行為と結果の因果関係を認めることができないことになる。つまり相当因果関係説に依拠すると、介入行為が予見不可能であつた場合には、たとえ原因行為の結果に対する影響がどれほど大きく、介入行為のそれがどれほど軽微なものであつたとしても、行為者は常にその責を免れてしまうことになるというのである。しかし、このような批判は、相当因果関係説の誤つた理解によつて生じているといえよう。⁽²²⁾すなわち、「判断基底」の問題のみが、あまりに際立つた形で議論されていたために、「判断基底」と「相当性判断」の区別が失われてしまつたのである。「判断基底」の問題とは、単に「相当性判断」に必要な材料を選び出すための議論であつて、つまり判断基底を選んだ後には、相当性判断という段階が

残っているのである。相当因果関係説は、介入行為の予見可能性の検討のほかにも、原因行為の寄与度や誘因性なども考慮に入れて因果関係の判断をおこなうものであり、決して予見可能性の問題のみを取り扱うものではない。⁽²³⁾ 相当因果関係説に基づけば、予見可能性があれば、行為と結果の相当因果関係は容易に認められるが、もし予見可能性がない場合であっても、それは容易に否定されるものではないのである。ゆえに、昭和四六年決定が、誘因性のメルクマールを用いたからといって、相当因果関係説とは相容れない決定であるということとはできないし、逆に本判決が②の事情を論じるにあたって「予測可能性」という用語を用いているからといって、即座に相当因果関係説であると解することもできない。とりわけ後者は、米兵ひき逃げ事件の場合と同様に、類似の思考方法であるが、別物のそれである可能性が残っているからである。とはいえ本件では米兵ひき逃げ事件と違って、予見可能性は肯定されているので、相当因果関係説においても、さらに行為の結果に対する寄与度や誘因性の検討をする必要はなく、行為と結果の相当因果関係は他の要素の検討なくして容易に認められることになる。つまり、本件の②の事情においては、東京地裁の見解と相当因果関係説の見解は完全に一致しているのである。

一方で、本判例が用いた予測可能性の判断は、相当因果関係説の象徴とも言えるメルクマールであり、このようなメルクマールは因果関係に関する他のどの見解によっても否定されている。例えば近年有力に主張されるようになってきた客観的帰属論は、因果関係をあくまで事実的な概念と捉え、因果関係については条件説で解決し、その上で因果関係論の外側にある規範的問題として、結果を行為者に帰責させるか否かを政策的に考慮するという見解である⁽²⁴⁾ので、ここで行われる政策的な判断においては、予測可能性の基準はそぐわないものとなる。そもそも客観的帰属論の判断方法は「危険連関の理論」・「規範の保護範囲の理論」の点でなされている点に特徴がある。危険連関の理論とは、行為者によって「許される危険」の範囲を超えた危険の創出がなされ（危険創出連関）、そして生じた結果が、その行為の危険を実現したのかどうか（危険実現連関）、という判断であり、規範の保護範囲の理論とは、行為者の行為が、現在問題となっている構成要件の規範の保護領域かどうか、という判断である。客観的帰属論においては、被害者の逃走事例は危険実現連関論の中で論じられることになる⁽²⁵⁾。生じた結果がその行為の危険を実現したものであるというために、客観的帰属論の支持者は様々なメルクマールを打ち立てているが、被害

者の逃走事例では間接的危険への介入類型というメルクマールが用いられる。間接的危険とは、行為時に観察した行為自体の典型的・外形的危険の創出がそれ自体として直接結果をもたらさなかったものの、そのような危険の収束の時点から観察して、

行為客体や行為事情を考慮に入れて、創出された危険がさらに変転しつつ継続し、いまだ結果発生に対する十分な危険をもつ段階の危険のことをいう。⁽²⁶⁾この間接的危険への介入類型は、さらに細かく分類され、逃走事例は中でも不合理行動介入類型の物理的・心理的準強制行動介入事例に分類される。⁽²⁷⁾この分類によれば、逃走事例における危険実現連関の判断基準となるのは、被害者が逃走したとこととその逃走経路を選択したことがやむを得ないものであったという意味での、被害者を逃走へと駆り立てる状況と当該逃走方法の「物理的準強制」が存在していることとであり、さらにとりわけ危険な逃走が試みられた際に、被害者がそのような逃走を企ててもやむを得ないという意味での、被害者の「心理的準強制」が存在していることである。⁽²⁸⁾これら

の基準が存在すれば当該結果は行為に帰属されることになる。⁽²⁹⁾客観的帰属論のこのような判断は、相当因果関係説の予見可能性判断と同じように、客観的な全事情と、被害者の主観を考慮に入れて行われることになるが、そのメルクマールは予見可能

性よりもより客観的なものであるといえる。ゆえに、本判決が用いる結果発生の子測可能性というメルクマールを鑑みると、本判決は客観的帰属論に依拠しているとは解し難い判断であるということができらるだろう。

また、条件説においては、上述のように、そもそも行為と結果の間には、原因・結果の関係があればよいだけであるので、予見可能性メルクマールを必要としない。ゆえに、本判決は、条件説に立ったと判断することもできない。やはり、本判決における②の判断は相当因果関係説にもっとも近い見解であるといえよう。

(4)しかし、本件では、被告人らの行為の効力が客体Aに及んでいて、その結果Aに傷害が発生することが予見可能であったことが認められたとしても、なお①の事情、つまり被告人らが被害者を認識していなかったという事情が残っている。これが、被告人らの行為と被害者Aの傷害結果との間にさらなるへだたりを作った。東京地裁はこのへだたりを「被告人らには同店舗内にはまだ被告人らによって発見されていない者が存在している可能性についても十分に認識できた」というメルクマールを用いてうめることになった。ここでは、上述した②の予見可能性の場合と同じように、ある行為から発生した結果をその

行為者に帰責する場合には、当該客体がそこにいるかもしれないことが予見（認識）できないのであれば、それを行為者に帰責してしまうことは不意打ち的で不当であり、また逆に、それを予見できたのであれば、それを行為者に帰責してしまってもかまわないという考慮が働いたように思われる。そうすると、

ここでの被害者の認識可能性判断は、結果発生 of 予測可能性判断の延長線上にあるものといえるだろう。問題の所在で述べたように、行為と結果の因果関係の判断は当該行為から発生するあらゆる結果を検討するものであり、本判決は、通常特定人に向けられた行為とその結果との間の因果関係を肯定するメルクマール「予見可能性」を、ある行為から、ある客体に効力が作用するという行為と客体の間にまで広げたものであるように思われる。つまり、本判決は、行為↓客体↓結果の因果関係の判断を、あまねく予見可能性で判断することを判示している。また、このような客体の存在の認識可能性判断においては、犯行現場の様子・被告人らの行為態様を見て検討されることが明らかにになった。本件ではそのような判断の基礎は②の事情のそれと同じであるが、それは本件における②の判断において、被害者の逃走は当然のものであり、また被害者の逃走経路もとりわけ危険で不合理なものではなかったことから、平成一五年決定

のような被害者のパニック状態という主観を考慮する必要がなかったという事情に由来するように思われる。つまり、場合によつては、②に被害者の主観という、①にはない要素が加わる可能性が生じうる。それは、刑法の因果関係が生身の人間に発生した結果を問題にしていることからすれば、当然ありうることであり、一方①の検討に際しては、この段階ではいまだその主観を考慮すべき被害者が特定されていないことからすれば、主観の問題が生じ得ないことは明らかである。本件は、被告人らがその存在を認識していなかった被害者が、やむを得ない逃走を、通常考えられるルートで行ったものであり、東京地裁はそのような場合において、行為者の行為の効力が客観的に被害者に及んでいることを前提に、当該強盗行為から、その存在を認識できたAという客体に、逃走に基づく傷害という結果が発生することが予見可能であったことを、客観的なあらゆる事情に基づいて肯定し、当該強盗行為と被害者の傷害結果の因果関係を認めたものである。

三、強盗致死傷罪の成立要件

(1) 本判決では、上述のようにたとえ被告人が被害者の存在を認識していなかったとしても、被害者の存在が認識可能で、

被害者に結果が発生することが予見可能なら、行為と結果の因果関係は認められるという判断がなされた。しかし、行為者が被害者を実際に認識していなかったという事情は、なお故意との関係で問題を生ぜしめることにはならないだろうか。この論点について答えを与えるのが、本判決の強盗致死傷罪に対する理解であるように思われる。本判決では強盗致死傷罪の成立に關して二つの視点が示されている。まず、強盗犯のどのような行為から結果が生じたときに二四〇条（強盗致死傷罪）の適用があるのかという問題についてであり、本判決は通常強盗に付随して行われるような行為、つまり強盗と関連のある行為から結果が発生することを要求している。第二に、強盗致死傷罪の成立に要求される被告人の主観的要素についてであり、本判決は暴行の故意は必要ないとしている。この二つの視点でとりわけ重要なのは後者のそれであろう。前者の問題は、確かに強盗罪にかかわる重要な論点ではあるが、本件ではなんら結果に影響を及ぼすような判断ではないからである。これに対して後者の問題は、本件の強盗致傷罪の成否に影響を及ぼすものであり、検討を要する。

そもそも、二四〇条の規定は、強盗致傷罪が六年以上の懲役あるいは無期懲役、強盗致死罪が無期懲役あるいは死刑と、非

常に法定刑が重い点に特徴がある。それゆえ一部の学説では、強盗犯に二四〇条の責を負わせるには行為者に傷害の故意あるいは暴行の故意という主観的成立要件を設けるべきという主張がなされるようになった。⁽³⁰⁾ 本件においても、弁護人が「強盗致死傷罪成立のためには少なくとも暴行の故意が必要であり、本件のような脅迫の故意しかない場合には二四〇条の成立はない」と主張しているのであって、これはそのような学説の主張をとり入れたものである。

本件では、被害者は被告人の脅迫に畏怖し、逃走中に傷害を負った。東京地裁は、「弁護人は、強盗傷害罪における「負傷」の結果は暴行の意思による行為に基づいて生じることを要する旨を主張するが、強盗致傷罪の立法趣旨等に鑑みれば、同罪の成立についてそのような限定を加えるべき理由は認められ」と判示して、二四〇条の故意に、暴行の故意までは要求しないことを明らかにした。しかし事例に即して検討すると、本件では二四〇条成立のためには暴行の故意は必要がないということのみでなく、脅迫の故意も必要がない、つまり過失による結果発生においても二四〇条の適用があるということをも認めているように思われる。なぜなら、問題の所在で述べたように、本判決が概括的故意を考慮にいれないのであれば、被告人らの

強盗に關連した脅迫の故意は、B、Eにしか向けられていないからである。つまり本件において被害者Aを逃走させるにいたった被害者の畏怖状態は、確かに被告人らの脅迫行為によつて生じているが、被告人らにはAを脅迫する故意はなかつたのである。このような状況に類似の判例として、最判昭和五三年七月二八日刑集三二卷五号一〇六八頁（以下「昭和五三年判決」と呼ぶ）が挙げられる。昭和五三年判決は、被告人が強盗の目的で警官に向かつて発砲したところ、弾が警官を貫通し、たまたまそこを通りがかつた通行人の体をも貫通して、兩名に傷害を負わせたという事例である。ここでは、被告人の強盗の手段たる殺人の故意は、通行人に対して向けられておらず、そのため通行人に生じた結果は、過失によつて発生したものであると理解された。本判決においても、被告人らの脅迫の故意は被害者に向けられておらず、被告人らの主観にのみ基づけば、被害者Aは基本構成要件行為とは無関係の人物、いわば通行人のようなものであつたといえるだろう。そして昭和五三年判決は、

そのような過失に基づく傷害の結果に直接二四〇条の適用を認めた下級審の判決（東京高判昭和五二年三月八日高刑集三〇卷一五〇頁）を破棄して、打撃の錯誤の問題として当該事案を解決した⁽³¹⁾。このことを鑑みると、本判決が、被告人らに直接

二四〇条の適用を認めるといふのであれば、それは昭和五三年判決の下級審と同様に、過失による二四〇条の成立を認めると解することができるのである。しかし、そうすると二四〇条の成立に要する故意の問題について、地裁である本判決と最高裁である昭和五三年判決は、異なった見解に基づいていることになる。そして、このような二四〇条の故意の問題における地裁と最高裁の判断の相違は、本判決においてのみ当てはまるような特別な事情ではないのである。

(2) 従来最高裁は純粹な過失についての判断はなされていなが、暴行の故意のない脅迫によつて結果が発生した場合に、二四〇条の適用を認めていた。たとえば、最判昭二四年三月二四日刑集三卷三三七六頁では、脅迫のためにつきつけた短刀を被害者が握つたために傷害を負つたという事案について、「被告人が所持の短刀を以つて判示強盗の手段たる脅迫行為の実行中その機会に判示傷害を被害者に生ぜしめたものと認定したのであるから、たとい、所論のようにその傷害が被害者においてその短刀を握つたため生じたものであつたとしても、強盗傷人罪の成立を妨げるものではない」と判示した⁽³²⁾。しかし、その後、判例は、脅迫による結果発生と二四〇条の關係を正面上から論じるのをやめて、暴行の範圍を広げること、脅迫による

結果の発生に対処するようになった。最判昭和二八年二月一九日刑集七卷二八〇頁は、脅迫の目的で突き出した日本刀に、被害者がしがみついで大声をあげたので、被告人が反射的に日本刀を引き、それによって被害者に傷害を追わせたという事実に基づいて、「犯人が被害者に対し、前示のような日本刀を突きつける所為をなせばそれだけでも人の身体に対する不法な有形力行使したものととして暴行を加えたとい得ること勿論であつて、かかる際に判示の如く被害者がその日本刀にしがみつき救をもとめ、犯人がその刀を引いたことにより被害者の判示部位に切創を負わしめたとすればその負傷は右暴行による結果たること多言を要しないところであるから本件は所論のように強盗が暴行を加えずただ脅迫しただけというような事態ではなく、強盗が暴行により被害者に傷害を加えたとの事案なのである」と判示した。⁽³³⁾ また、上述の昭和五三年判決においては、過失に基づく結果の発生に二四〇条を適用するという下級審の判断は覆され、単に打撃の錯誤の問題として解決した。このような傾向からは、最高裁が暴行に基づかない結果の発生にはできる限り二四〇条の適用を制限しようとする態度がうかがい見られる。

しかし、下級審の判断は、最高裁のこのような傾向とは異なる

つている。たとえば大阪高判昭和六〇年二月六日高刑集三八卷一号五〇頁は、強盗の意思に基づき、被害者の左手とその運転するミニバイクのハンドルを手錠で固定するなどの暴行・脅迫を加えてその反抗を抑圧したうえで、同人に「倒れる」と命じて転倒のやむなきに至らしめ、よつて傷害を負わせた事案について、「傷害の結果が強盗の手段たる暴行から生じた場合はもちろんであるが（中略）強盗の手段たる脅迫によつて被害者が畏怖し、その畏怖の結果傷害が生じた場合に、強盗致傷罪の成立を否定すべき理由はない」として、脅迫による傷害が刑法二四〇条の対象となることを正面から認めた。⁽³⁴⁾ また昭和五三年判決の第一審である東京地判昭和五〇年六月五日刑裁月報七卷六号六七頁は、刑法二四〇条は「強盗の機会に致死傷の結果が生ずれば、その結果発生につき過失が認められる限り、これも処罰の対象としているものといふべきであ」と解し、過失の結果発生に正面から二四〇条の適用を認めた。⁽³⁵⁾ その控訴審である東京高判昭和五二年三月八日高刑集三〇卷一号一五〇頁もこの地裁の判断を支持している。

このように、高裁・地裁は、二四〇条成立のために暴行の故意も脅迫の故意も不要であると解して、他方最高裁は、暴行の故意必要説にたち、脅迫による結果の発生の場合も過失に

よる結果の発生の場合も二四〇条の適用を制限しているのである。ゆえに本判決が、二四〇条の故意について、最高裁の一般的な傾向である昭和五三年判決と異なる判断を下したのは、本判決の独自の判断ではなく、二四〇条の成立を広く認める下級審の一般的な判断に従ったものといえるであろう。二四〇条の故意の問題は、最高裁と高裁・地裁がそれぞれ異なった見解を維持し続けている、非常に稀な論点であり、本判決もこのような傾向を維持するのに貢献することになった。しかし、ここでまたひとつの問題が生じる。法的安定性のために一致することが望まれる、最高裁と下級審の判断の齟齬はなぜ維持され続けているのだろうか。この問題を解決するためには、まず両者の見解がどのような根拠に基づいて主張されているのかを、学説を参照しつつ、検討する必要がある。

(3) 学説では二四〇条の文言が「傷害し」ではなく「負傷させた」であることから、暴行の故意不要説が通説となっている。この見解は、強盗の機会には数々の粗暴な行為が行われ、そこから死傷の結果が発生することは少なくないことをその理論的基盤として⁽³⁶⁾いる。さらに、被害者が強盗犯の暴行から逃れる際に、転倒して負傷した場合には刑法二四〇条の対象となるにもかかわらず、強盗犯の脅迫に畏怖して、その場から逃げる際に、

転倒して負傷した場合を二四〇条の対象としないことは、根拠のない区別であると主張する⁽³⁷⁾。

暴行の故意不要説は、当該結果が少なくとも脅迫の故意から生じていなければならないとする見解と、純粹な過失によつて生じた場合であつても刑法二四〇条が適用されると解する立場に分かれて⁽³⁸⁾いる。しかし、ここで注意されなければならないのは、両学説が定義する「脅迫による死傷結果」の違いである。

つまり、純粹に「脅迫の結果」というためには、当該死傷結果が、脅迫の直接的な影響、たとえば脅迫ゆえに畏怖し、心臓発作を起こして死亡したという直接関係が必要であるが、通常強盗罪における脅迫による死傷結果は、突きつけたナイフが当たつた場合や強盗犯がつまり銃が暴発した場合のように、間接的に生じるものが多いということである。脅迫に畏怖し、逃走中に転倒、傷害を負つた場合もこれにあたる。このようなものは脅迫による死傷結果ではなく、脅迫に起因する過失による死傷結果と呼べる。しかし、直接脅迫に起因する死傷結果が発生することは、非常に稀であり、強盗罪における「脅迫による死傷結果」は、脅迫に起因する過失による死傷結果のことを指すことが多い。つまり過失を認めない見解は、これを脅迫による傷害結果と呼び、過失を認める見解はこれを過失による傷

害結果と呼んでいるのである。そして、過失を認める見解は、そのような脅迫に起因する過失致死傷をカバーするために、過失による致死傷結果であっても、それは二四〇条の対象となるべきだと考えるのであって、その他の純粋な過失による結果発生の場合について、二四〇条を適用すべきか否かについては明言していないのである。⁽⁴⁰⁾

暴行の故意不要説は、上述のように、高裁・地裁が依拠する見解であり、また本判決もこの見解にしたがっている。しかし、本判決も含む、高裁や地裁が、強盗行為が類型的に身体・生命に対する重大な危険を有しているという理由で、学説も明言を躊躇している純粋な過失による結果の発生にまで、二四〇条の成立を認めてしまっていることからすれば、高裁・地裁は学説よりも、より強力に、強盗の際に危険にさらされる人の生命・身体を保護しようとしていると考えることができるだろう。

他方、二四〇条の結果は、少なくとも暴行の故意に基づいていなければならないとする説も有力である。⁽⁴¹⁾ 暴行の故意概念を広げ、脅迫による二四〇条の成立をできるだけ排除しようとする最高裁の傾向は、これに属することになる。この説の根拠は、人の抵抗を排除するためになされた暴行から、死傷の結果が生じることが、通常ありうることであるが、脅迫致死傷の規定が

存在しないことから、脅迫と傷害との間に結果的加重犯を認めることは通常困難であるというのである。⁽⁴²⁾ ゆえに、結果的加重犯という二四〇条の性質を重視するかぎり、二四〇条の適用は、少なくとも暴行の故意がある場合に制限されるべきということになる。また、刑法は故意犯処罰を原則とし、過失犯処罰を例外としているのだから、故意犯と過失犯には、科刑の対象としての責任に軽重があるのであって、故意犯と過失犯が同一の法定刑を科されることはありえないと主張する。⁽⁴³⁾ なお前者の主張に対しては、強盗致死傷罪は、暴行の結果的加重犯ではなく、強盗の結果的加重犯なのだから、強盗の手段たる脅迫によって生じた傷害結果を二四〇条から排除する理由はないという批判⁽⁴⁴⁾ がなされている。

(4) 強盗行為の危険性を鑑み、個人の生命・身体という法益の保護を重んじる暴行の故意不要説、とりわけ過失の際にも二四〇条の適用を認める見解と、刑の重さや、二四〇条の結果的加重犯という性質を鑑みて、できるだけ被告人に有利な解釈を求める暴行の故意必要説は、それぞれ異なった視点から事象を観察していて、いずれの見解も、納得のいく根拠を持っている。そのことが、高裁・地裁と最高裁の判断の齟齬を維持させる原因であり、本件でもそのような齟齬は是正されなかつた。確か

に本判決のような危険な強盗行為においては、暴行の故意必要説に立って、被害者の傷害結果を過失傷害罪という形でしか被告人らに帰責できないとすれば、一般的な処罰感情に反するとして、批判の対象となるかもしれない。狭い室内で、目に付いた人を手当たりしだいエアガンで脅迫するという被告人らの行為態様には、隠れていたAが逃走中に傷害を負うということも含めて、様々な危険を内包していることは明らかである。ゆえに、東京地裁が、暴行の故意不要説に立って、被告人らに強盗致傷罪を認めたことは、十分納得のいくことである。しかし、本件では、さらに純粋な過失に基づく結果に、二四〇条の成立を認めるといふ見解に基づいている点で重要である。というのは、本件では、被告人らの行為態様を鑑みて、あるいは被告人らが検察官に対し「強盗をして無理矢理現金を奪い取るためには、店にいる全員を脅して怖がらせる必要がある」と思っていた旨を供述していることをして、被告人らに概括的故意の存在を認めることができただからである。仮に、被告人らの脅迫の故意が、被害者に対して向けられていたと解するのであれば、本判決の二四〇条の故意に関する判旨は、少なくとも学説の多くが賛成する脅迫の故意必要説としても理解することができただろう。にもかかわらず、脅迫の概括的故意も認めず、錯誤の

問題ともせず、二四〇条の適用を直接認めた本判決は、強盗の際に危険にさらされる生命・身体という法益を厚く保護するという従来の高裁・地裁の判断を再度明らかにしたものであったように思われる。

四、終わりに

本件は、被告人の認識していなかった被害者に結果が発生した場合において、被告人らの行為の効力が被害者に及んでいたこと、被告人らがAの存在について十分認識し得る状況にあったこと、そしてこれによって畏怖したAが上記窓から地上に飛び降りようとして負傷したことは予測可能であったことを挙げ、被告人らに対する強盗致死傷罪の成立を認めた事実である。行為の効力が被害者に及んでいるという客観的事情は、行為と結果の因果関係を認める上で必要不可欠な要素であって、本件では被告人らの犯行態様や、狭く、独立性の乏しい被害店舗の構造ゆえに、それは容易に認められるものであった。本件ではまた、被害者の存在を被告人らが認識していなかったこと、被害者の傷害が被害者自身の逃走行為から生じたという事情から、行為と結果の因果関係が認められるかが問題となっている。刑法における因果関係は行為とそれから発生しうるあらゆる結果

との関係であるので、本判決は、本件事実の客観的な状況を総合的に考慮して、行為が認識可能なある客体に作用しそこから結果が発生することが予見可能であったかを検討した。それがいわば二つの可能性判断であつて、本判決はその両者を肯定して、被告人らが当該被害者の傷害結果についても責任を負うことを認めた。本件は、行為と結果の因果関係の判断を、相当因果関係説と同様に、予見可能性判断に基づいて行つた点、そしてその判断には被害者の存在の有無も含まれるということを示した点で重要である。さらに、そのような判断には、犯行現場の様子や犯行の様態が重要な役割をはたすことも明らかになつた。

また本判決は、強盗致死傷罪は、仮に暴行・脅迫の意思がなかつた場合であつても、強盗に関連した行為から結果が発生したあらゆる場合において成立するものとして、被告人が被害者を認識しておらず、強盗の手段たる脅迫の故意を被害者に向けていなかったとしても、錯誤の解決を必要とせずに、直接二四〇条を適用できるとした点でも注目に値する。しかし、このような判断は、強盗致死傷罪の法定刑が重いことを考慮して、過失による結果発生に、二四〇条の適用を控えようとする最高裁の傾向とは相容れないものであることに注意しなければならな

い。本判決のように、強盗に関連した行為から発生したあらゆる致死傷の結果に対して強盗致死傷罪の成立を認めてしまふと、たとえば強盗犯が財物を物色している途中に、誤つて子供を踏み殺してしまつた際にも、強盗致死傷罪が適用されることになり、このような強盗に関連するが、類型的に危険な行為でない行為、つまり暴行・脅迫と関係のない、純粹な過失による行為の致死傷の結果が、強盗罪の結果的加重犯として処罰されることとが適切か否かは検討の余地があるだろう。また判タ一一五二の判例解説が指摘している錯誤に基づく強盗致死傷罪の成立については、本件は強盗過失傷害の事例であつて、実際に錯誤を適用した昭和五三年判決の様な強盗殺人（未遂）の事例とは異なる点に注意されなければならない。両者は同じ強盗致死傷罪ではあるが、本件の場合のように、純粹に過失によつて発生した傷害結果の帰責の問題を錯誤の事例として解決できるかは、さらに議論の余地がある。

(1) 本件についての評釈は、内田浩「判批」法学教室二九四号(二〇〇四)三四頁参照。

(2) 神山敏雄「強盗致死傷罪」中山研一ほか編『現代刑事法講座四卷』(成文堂、一九八二)二八〇頁以下、井上

- 祐司「強盗罪(五)」福田平ほか編『演習刑法各論』(青林書院新社、一九八三)三七八頁以下、岡野光雄「刑法各論二五講」(成文堂、一九九五)一五〇頁以下、曾根武彦「刑法の重要問題」(成文堂、一九九五)一七五頁以下参照。
- (3) 判例タイムズ一一五二号一九七頁参照。
- (4) 判例タイムズ一一五二号一九七頁参照。
- (5) この決定の解説は、中谷瑾子ほか「判研」法学研究四七巻四号(一九七四)七二頁以下、下村康正「判研」警察研究四八巻一〇号(一九七七)六七頁以下、神山兼嘉「判批」研修四四一号(一九八五)九九頁以下参照。
- (6) この決定の解説は、山口雅高「判批」ジュリスト一一五八号(二〇〇三)一七七頁、曾根威彦「判批」ジュリスト一二六九号(二〇〇四)一五六頁、深町晋也「判批」法学教室二八一号(二〇〇四)一四八頁参照。
- (7) 最決昭和四二年一〇月二四日刑集二二巻八号一一一六頁。在日米兵であった被告人が自動車に自車を衝突させ、よって被害者の運転していた自転車に自車を衝突させ、被害者を跳ね飛ばして自車の屋上に上げたが、それに気づかずそのまま疾走を続け、後にそれに気がついた同乗者が、時速約一〇キロで走っていた車の屋上から被告人を逆さまに引き摺り下ろし、アスファルト舗装の道路上に転落させたという事例である。
- (8) 刑集二二巻八号一一一六頁、一一一九頁。
- (9) 塩谷毅「判批」西田典之ほか編『刑法判例百選Ⅰ総論』(有斐閣、第五版、二〇〇三)二二五頁参照。相当因果関係説の詳細は本稿二(3)を参照。
- (10) 夜間潜水事件(最決平成四年二月一七日刑集四六巻九号六八三頁)参照。
- (11) 大阪南港事件(最決平成二年一月二〇日刑集四四巻八号八三七頁)参照。
- (12) 永井敏夫「判解」『最高裁判所判例解説刑事編昭和六三年度』(一九八八)二七七頁。
- (13) 刑集二五巻六号七六九頁、七六九頁。
- (14) 刑集五七巻七号九五〇頁、九八一頁。
- (15) 東高時報(刑)五三巻一〇二頁。
- (16) 東高時報(刑)五三巻一〇二頁、一〇四頁。
- (17) 刑集五七巻七号九五〇頁、九五〇頁。
- (18) このような判断材料については、最決昭和五九年七月六日刑集三六巻八号二七九三頁、二八〇〇頁を参照。また、同事案において「それが吾人の知識経験上当然予想し得られるところであるかどうかは、犯行当時の地形、時刻、気象、気温の状況など具体的状況によって判断されなければならない」とした弁護人の上告趣旨も注目に値するであろう(同二七九八頁参照)。
- (19) 曾根威彦「相当因果関係の構造と判断方法」司法研修

所論集九九号（一九九七）一頁以下、大塚仁ほか編「大コンメンタール二卷」（岡野光雄）（青林書院、第二版、一九九九）九一頁以下、佐久間修「相当因果関係説の展開―折衷説の立場から―」現代刑事法二六号（二〇〇一）六〇頁以下、鈴木左斗志「刑法における判断の構造―犯罪論の機能的考察―」学習院大学法学会雑誌三八卷一（二〇〇一）一〇九頁以下、松原芳博「相当因果関係説の現状と展望―客観説の立場から―」現代刑事法二六卷（二〇〇一）六六頁以下、川端博「因果関係論（一）」（二〇〇一）現代刑事法六卷四号（二〇〇四）八二頁以下・同五号（二〇〇四）九四頁以下、鈴木左斗志「因果関係の相当性について―結果帰責判断を規定してきたいくつかの視点の検討―」刑法雑誌四三卷二号（二〇〇四）二三四頁以下参照。

(20) 伊東研祐「相当因果関係説の危機」の意味と「客観的帰属論」試論」現代刑事法四号（一九九九）一六頁、葛原力三「客観的帰属の現在」現代刑事法四号（一九九九）七四頁、高橋則夫「因果関係をめぐる諸問題」現代刑事法五二号（二〇〇三）一〇五頁参照。

(21) 大阪南港事件とは、被告人が、被害者の頭部を数回殴打した後、被害者を大阪南港に運び、資材置き場に放置したのだが、その後同所において何者かが被害者の頭頂部を数回殴打する暴行を加え、被害者は内因性高血圧性

橋脳出血により死亡したという事例である。最高裁判所は、被害者の死因となった傷害が被告人の行為から形成されたこと、その後の第三者によって加えられた暴行は、被害者の死期を早めたに過ぎないことを示して、被告人に傷害致死の判決を下した。大阪南港事件についての解説は、伊東研祐「判批」判例時報一三八八号（一九九二）二二二頁以下、大谷直人「判解」ジュリススト九七四号（一九九二）五八頁以下、高部道彦「判批」研修五八七号（一九九七）五九頁以下参照。

(22) 佐久間・前掲注（19）「相当因果関係説の展開」六〇頁、松原・前掲注（19）「相当因果関係説の現状と展開」六八頁以下、林幹人「相当因果関係と一般予防」上智法学論集四〇巻四号（一九九七）四二頁以下参照。

(23) なお、このような「相当因果関係説の危機」という誤解は、米兵ひき逃げ事件が相当因果関係説と解するのには不十分な検討しかしていなかったのにもかかわらず、相当因果関係説であると解されてしまったことから始まったように思われる。米兵ひき逃げ事件が相当因果関係説的な考察方法であったというためには、判例は予見可能性以外にも、行為者が被害者を車に跳ね上げた行為の結果への寄与度、同乗者が被害者を屋根からひきずりおろした行為の結果への寄与度を検討しなくてはならなかっただろう。

- (24) 山中敬一「刑法における客観的帰属の理論」(成分堂、一九九七)二八〇頁以下、鈴木茂嗣「相当因果関係と客観的帰属」松尾古稀「松尾浩也先生古稀祝賀論文集上巻」(有斐閣、一九九八)一六〇頁以下、曾根威彦「客観的帰属論の体系的考察」ロクシンの見解を中心として一「西原古稀」西原春夫先生古稀祝賀論文集一卷(成分堂、一九九八)六五頁以下、「特集・客観的帰属の展望」現代刑事法四号(一九九九)四頁以下、曾根威彦「客観的帰属論の規範的考察」早稲田法学七四巻四号(一九九九)一五七頁以下、曾根威彦「客観的帰属論の類型的考察」山中教授の危険実現連関論を中心として一「宮澤古稀」刑法理論の現代的展開(成分堂、二〇〇〇)一七三頁以下参照。
- (25) 山中・前掲注(24)客観的帰属論五三二頁以下参照。
- (26) 山中・前掲注(24)客観的帰属論五三三頁。
- (27) 山中・前掲注(24)客観的帰属論五八九頁。
- (28) 山中・前掲注(24)客観的帰属論六〇六頁以下。
- (29) 強盗致死傷罪の構成要件行為については、強盗の機会になされたあらゆる行為で十分であるとする機会説と、通常強盗に付随して行われる行為でなければならないとする関連性説、財物強取の手段に限られなければならないとする手段説がある。本件では、被害者の傷害は、財物強取の手段である脅迫から生じた結果であり、いずれ

- の説に立っても強盗致死傷罪の成立を妨げることはない。
- (30) 暴行の故意必要説については、岡野・前掲注(2)刑法各論一四八頁、小林好信「強盗致死傷」日本刑法学会編「刑法講座六巻」(有斐閣、一九六八)六四頁以下参照。また、傷害の故意をも必要とする見解は、井田良「強盗致死傷罪」安部純二ほか編「刑法基本講座五巻財産犯」(法学書院、一九九三)一三五頁以下、斉藤信治「強盗罪の諸問題」法学セミナー四七〇号(一九九四)九五頁参照。とりわけ後者の見解は、近年ドイツで注目されている「直接性の原則」の影響を強く受けている。「直接性の原則」とは、結果的加重犯の加重結果は、基本構成要件の行為から直接惹起されなければならないとする見解である。詳細は、丸山雅夫「結果的加重犯と直接性原理(上・下)」警察研究五四巻一二号(一九八三)五五頁以下・同五五巻一号(一九八四)四一頁以下、井田良「結果的加重犯の理論」現代刑事法四四号(二〇〇一)一〇五頁以下、佐伯和也「結果的加重犯における「基本犯」と「重い結果」との関係について」傷害致死を中心に一「関西大学法学論集五二巻三号(二〇〇二)八〇頁以下を参照。

- (31) なお、本件は方法の錯誤について、最高裁が法定的符号説の数故意説に立ことを初めて認めた判例でもある。長井長信「判批」西田典之他編「刑法判例百選Ⅰ総論」

- (有斐閣、第五版、二〇〇三) 八〇頁以下参照。
- (32) 刑集三卷三号三七六頁、三七七頁。
- (33) 最判昭和三年四月二十七日刑集一二卷六号九七七頁も同趣旨である。
- (34) 福岡地判昭和六〇年一月一日判例タイムズ五九一
号八一頁も同趣旨である。
- (35) 刑裁月報七卷六号六七二頁、六七九頁。
- (36) 団藤重光ほか編『注釈刑法(六)』(藤木英雄)(有斐閣、一九七六)一一二頁、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法一二卷』(日野正晴)(青林書院、第二版、二〇〇三)四一一頁参照。
- (37) 佐伯仁志「判批」ジュリスト八六二号(一九八六)一六一頁。
- (38) 藤木・前掲注(36)一一二頁参照。なお、過失の場合には明らかではないが、少なくとも脅迫の場合には二四〇条を認めるといふ見解は、日野・前掲注(36)四一一頁、佐久間修「強盗罪における財産犯と人身犯の交錯(二)」警察学論集五七卷三号(二〇〇四)一七一頁参照。
- (39) 中野次雄「強盗致死傷罪・強盗強姦罪」末川博ほか編『総合判例研究叢書・刑法(一〇)』(有斐閣、一九五八)一九七頁、平野竜一「刑法各論の諸問題(二〇)」法学セミナー二二三号(一九七三)四九頁以下、橋爪隆「強盗致死傷罪をめぐる論点」西田典之ほか編『刑法の争点』
- (有斐閣、第三版、二〇〇〇)一七二頁以下参照。
- (40) なお平野・前掲注(39)「刑法各論の諸問題」五二頁は、逃走した被害者を追いかけた際に、寝ていた赤ん坊を踏みつけて負傷させた場合には、方法の錯誤の問題とするまでもなく致死傷罪を認めるとして、純粹な過失の場合においても、致死傷罪は成立すると解している。
- (41) 注(30)参照。
- (42) 小林・前掲注(30)六六頁。
- (43) 小林・前掲注(30)六六頁。
- (44) 中野・前掲注(39)一九五頁。